

# 資金貸付ルール明確に

## 厚労省 報告書案 社福連携法人に議論活発

社会の取り組み②災害対応③福祉人材確保・育成④経営の支援⑤資金の貸付——が挙げられていることに対し、委員からは、限定的にせず、柔軟に活動できるようにすべきとの発言が目立った。

連携法人の議決権数については、社会福祉法人の持つ議決権数が、総数の過半数とすることを想定している。連携法人は社会福祉法人が中核であることを担保するため、過半数とすることに賛成する意見が多かった。

厚労省は、次回、報告書をまとめる予定で、来年の通常国会に社会福祉法改正法案を提出することを視野に入れている。(榎戸新)

「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」が11月29日開かれ、厚生労働省は年内の取りまとめに向けて報告書案を示した。委員からは、前回概略が示された、社会福祉法人の参加を必須とする「社会福祉連携推進法人」についての意見や注文が相次いだ。連携法人では、参加する法人が資金を融通

できる。社会福祉法人は収益の法人外支出が禁じられているため、所轄庁が貸し付け内容を認定する、集まった資金は他の資金と分けて管理する、といった条件が設けられる。だが、貸した資金が回収できなくなることも考えられ、それを防ぐためのチェック機能の確保や体制の整備が不可欠だ。委員からも「資金は誰が管理するのか。返済が先延ばしになれば、法人が破綻に向かう危険性がある」「問題があった時には是正を求めることができず、『すり抜け』のないようにすべきだ」「貸し付けの認定ルールを国が示すのか、所轄庁の裁量で行うのか」などの疑問や意見が出た。それに対し、厚労省

は「貸し付け内容を連携法人の所轄庁が認定する。また、貸し付ける法人も受ける法人も、定款変更が必要で、その際に各所轄庁が確認する」とし、複数のチェックの機会があると説明した。そのほか、委員の意見が集中したのは、連携法人の業務、議決権、ガバナンスについて。業務は、①地域共生